

今後の子ども家庭行政における主要課題について

※項目毎に、これまでの児童部会における主な意見を事務局において整理したものを記載。

(1) 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(主な意見)

- 母だけではなく、父と子という組み合わせもあるかもしれないが、母と子の一体での一時保護のような仕組みが必要。産前産後母子ホームや母子生活支援施設といった施設の中で、母と子というペアで生活できるということについて状況を見守ることが、家庭養育優先という考え方の中でどうしても必要。
- 里親や特別養子については、まずは保護者等の支援によって家庭復帰に最大限努力するということがあり、親と子の分離防止や再統合支援とのバランスということが重要。
- 保育士の方では結構改善が進んでいるのですが、一方で、社会的養護の施設での処遇改善がなかなか進まない。求人しても人手確保がなかなか難しいという状況がありますので、例えば一時金を出すなど、処遇改善について検討してほしい。
- 要保護児童対策地域協議会のメンバーに、社会福祉関係の研究者を入れたらどうか。それにより、社会福祉やソーシャルワーク的な視点が担保出来る。
- 市町村の子ども家庭相談支援体制において、相談員を実際に誰がやっているかということ、自治体によってまちまちで実施体制に差が生じている。また、ソーシャルワークの視点が弱かった印象を持っており、この相談員の質の向上というものを検討項目に入れてはどうか。
- 年長の子どもの自立支援は、社会的養育ビジョンを策定する検討会でも十分に議論できなかった点なので、今後、その充実策を検討していただくことが必要。
- 特別養子縁組の法改正に関し、事前にどういう子どもについて特別養子が必要かということについて検討及び発信を積極的に行っていただきたい。あわせて、全面的公表がふさわしいわけではありませんけれども、児童相談所が関わり、どのように特別養子を使っていくのが児童の利益のために望ましいのかということについて、踏み込んだ調査、公表を行っていただきたい。
- どういう仕組みをつくったら、非常に深い病理の親を支援できるのかというところで、例えば、カウンセリング等誰がアプローチをするのか等の仕組みがとても大事になってくるのではないかと。

- 子どもの最善の利益を法的な観点で図る上で、ソーシャルワークの研修を受け、あるいは知見を有する弁護士の参画というものも検討課題に挙げてはどうか。
- 子ども虐待の死亡検証をやっていると、関係機関が全く関わっていない形でなくなるお子さんが非常に多い。ドイツの内密出産について研究しているが、内密出産をつくっても赤ちゃんポストの利用者はそんなに減らないという結果がでている。未受診とか、機関にかかわらない人たちにどうすれば関与できるのか、ぜひ一緒に検討できたらと思う。

(2) 妊娠・出産期から子育て期に至る切れ目ない支援

(主な意見)

- 家庭養育優先という考え方の中で、妊娠期から子育て期のかけ橋がとても大事。制度上も、女性健康支援センターや産前産後母子ホームという仕組みが整いつつあるので、ぜひこれを充実していただきたい。
- 児童館は一般財源化されていて、市町村次第でつくる、つくらないとか、ある、ないところの差がすごくあるので、地域の子どもたちが18歳まで行ける場所、貴重な資源としてもう一度役割を見直すことが必要。地域の人たちが関わられる地域の子育て支援の場や、制度、サービスがより充実していくと、子どもへの理解や、より支援が必要なお子さんへの理解が地域の中に広がりますし、里親への取組という意味でも人材の発掘になると思う。
- どうしても制度とか、サービスの方だとリスク要因から入ってしまうが、地域の面で子どもや子育て家庭に関わっている者としては、プロテクト要因になり得る人たちを増やすという意味で、全ての家庭を支援するということが、すごく大事だと感じている。そういう人たちが、少ししんどいかなという方たちをフォローしたり、つないでくれる、インフォーマルな人たちになっていくと思っている。そのため、引き続き、そちらの視点からの底上げをお願いしたい。
- 地域共生社会の実現という観点から、遊びのプログラムなどについても、子どもだけのプログラムではなくて、高齢者の方と障害者の方と子どもと一緒に遊ぶようなプログラムを考えると、そういう創意工夫をしていくべき。
- 少子化対策の観点からは、妊娠したと思ったら、あるいは妊娠しそうだというような人たちにも、妊娠前から、いろいろな支援が届けられるようなことが必要。
- 利用者支援の加算で、外国の方への対応というのが入ってきた。外国にルーツを持つ子どもや子育て家庭というところが、地域の中では見えてきているところでもあるので、全てのところに関わることだが、そういった視点を、今後入れていっていただけるといいと思う。

(3) 待機児童対策、保育の質の確保・向上

(主な意見)

- 女性が働くためには、待機児童の解決だけではなくて、病児保育もないと働いていけないので、ぜひそちらの充実もお願いしたい。
- 保育士の賃金上昇に関する、地域別、認可・無認可、あるいは正規・非正規、年齢別のより細かな状況について、検証をぜひしっかりして、次の取組につなげてほしい。特に、現在の経済状況を見ると、他産業でも人手不足が生じており、保育士等の人材確保も難しくなるので、しっかりとした取組をお願いしたい。
- 地域共生社会の実現に向けて、例えば保育士の確保などでも、高齢者の方の子育て支援員とか、そういう方を活用するとか考えていくべき。
- 保育人材の確保に関して、人材がないので、みんな本当に欲しい。お金がある自治体は住宅手当を出すとかできるが、自治体間の格差をどうしていくか考える必要がある。
- 子育てと介護のこともやりながら、自分の都合のいい時間、そんな長時間でなくても働きたいという方がたくさんいる。学生も毎年4万人は出ているはずなので、人材はいないのではなく、どうやってその方たちを活用していくかということを考えていけばいいと思う。

(4) 放課後児童対策

(主な意見)

- 多様な子どもたちがそれぞれ交わりながら社会をつくっていくということを考えると、例えば障害のある子どもたちが、きちんと一般の放課後児童対策の中で位置づけられて支援されるべき。
- プロテクト要因になり得る人たちを増やすという観点で、放課後児童クラブは全ての子どもに関わる部分に近い。乳幼児期ですごくフォローされればいいのだが、積み残って行って学童期に関わるというのは本当に大変。保護者にも関わりづらい部分なので、自治体の都合とか、基準が厳しいとかではなく、一番大事なのは子どもの都合に合わせることなので、そこに着目して、引き続きお願いしたい。

(5) ひとり親家庭への支援

(主な意見)

- 養育費の確保等というのが、ひとり親家庭の自立にとって重要。この問題は、離婚時にどのように養育費を定めるかということと密接に関連しており、また、離婚時は高葛藤で協議などがしにくい。そのため、市町村等身近なところで積極的に施策を進めるということも重要だが、適切な専門家、弁護士さんとか家庭裁判所との連携ということが重要。

- ひとり親になったケース、特に女性は、半分以上が貧困になるというデータが出ている。「ひとり親＝貧困」とリンクするため、ソーシャルワークの視点を盛り込み、どんな手立てがあるのかを検討してはどうか。

(6) 婦人保護事業

※ 特になし

第 2 章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0 の実現

⑤ スマート公共サービス

(ii) 個人・法人による手続の自動化

予防接種や児童手当等、妊娠から就学前までの子育て関連手続をボタン一つで申請できるサービスにつき、来年度から一部の地方公共団体において開始し、2023 年度からの全国展開を目指す。

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

① 幼児教育・保育の無償化等

2019 年 10 月から、3 歳から 5 歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する¹⁸。0 歳から 2 歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率 80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を検証し見直すなど、円滑な実施を図る。

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

社会全体で子育てを支えるため、通勤時間の短縮やテレワークの推進、地域や家庭における子育ての担い手の多様化等の取組による、総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化する。これにより「希望出生率 1.8」の実現を目指す。

¹⁸ 認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5 年間の猶予期間を設けることとした。なお、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、市町村が、保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを設けている。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿整備等を進める。なお、共働き世帯の増加や児童期の多様な学びの必要性の高まりを踏まえ、2019年中に、放課後児童クラブに期待される様々な役割を把握するための実態調査を行う。

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、新たな子供の貧困対策に関する大綱を作成し、養育費の確保支援を含めたひとり親家庭への総合的な支援や子供の学習支援、スクールカウンセラー等による教育相談の充実、地域ネットワークの形成等を通じ、子供の貧困の解消に向けて社会全体で取り組む。

児童福祉司等の確実な増員・ソーシャルワークなどの専門性の強化や処遇改善、医師・弁護士の配置支援の拡充、警察OBの配置促進など児童相談所の体制強化や市町村の子ども家庭支援体制の強化、関係機関間の連携強化、スクールソーシャルワーカー等による学校・教育委員会の体制強化、一時保護の里親を含む受け皿確保並びに一時保護所の環境整備及び職員体制の強化、中核市等への児童相談所設置促進、司法関与の仕組みの適切な運用の促進、AIを活用したツールの開発、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充、職員配置基準の強化を含む児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所後の自立支援の強化など官民の多機関・多職種の連携の強化の下での社会的養育の充実・強化など、これまで推進してきた取組の成果等も踏まえつつ、児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策³⁴を迅速かつ強力で推進する。

不妊治療への支援、予期せぬ妊娠等により不安を抱えた若年妊婦等への支援、産後ケアの充実などの支援強化に取り組むとともに、妊産婦の診療に積極的な医療機関を増やし、妊産婦の負担に配慮しつつ、診療の質の向上を図る。また、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育基本法³⁵に基づく取組を進める。

⑧ 女性活躍の推進

(略)

様々なハラスメントの防止など女性の就業・登用のための更なる環境整備を推進及び仕事と時間的制約との両立を支援するため時間休制度の拡大などの休暇制度改革を検討するとともに、民間シェルターなどの先進的取組の促進やワンストップ支援センターの運営支援及び質の向上、婦人保護事業の見直しの検討の加速など、生きづらさを感じる女性に対する支援等を政府一体となって進めること等の取組を推進する。

(6) 暮らしの安全・安心

④ 治安・司法

性犯罪や児童虐待、サイバー犯罪、薬物犯罪、特殊詐欺、組織犯罪など深刻化する犯罪に対し、多機関連携を強化して対策を充実させ「世界一安全な日本」を実現する。治安・司法分野における人的・物的基盤を整備する。

地域の安全対策を推進する。高齢者の安全運転対策や移動を支える施策を強化する。

³⁴ 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づく。

³⁵ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）。

し、また、キッズゾーン（仮称）など未就学児が安心して歩行できる空間の確保を含め、子供が日常的に集団で移動する経路などの交通安全対策を推進するとともに、登下校時における子供の安全確保に取り組む。

（略）

子供の死因究明¹⁴⁷・情報共有や解剖の推進、違法薬物中毒死等の検査など死因究明体制を強化する¹⁴⁸。

⑦ 共助・共生社会づくり

（共生社会づくり）

（略）

新生児聴覚検査の実施率の向上、言語聴覚士等を活用し、手話や人工内耳を含め多様なニーズに対応できる中核機能の各都道府県における整備などを通じ、難聴児の早期支援に向け各地域における保健・医療・福祉・教育等の関係者による切れ目のない支援体制の構築を図るなど、難聴対策の強化に取り組む。

（略）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律¹⁶⁰に基づき、着実な一時金の支給等に取り組む。

2022年4月に予定されている成年年齢18歳への引下げを見据え、関係府省庁連絡会議を活用しつつ、必要な環境整備を推進する。

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

（書類・対面手続等の徹底した簡素化）

IT活用による行政の利便性向上や簡素化・効率化に向けて、情報セキュリティの確保を大前提に、業務の見直し（添付書類の撤廃等を含む）とデジタル3原則¹⁶⁶に則った行政手続等におけるオンライン化の徹底により、行政サービスの100%デジタル化を目指す。

このため、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を進める。具体的には、子育て、介護、引越し、死亡・相続など主要なライフイベントの際に個人が行う手続や、社会保険・税など従業員の採用、退職等のライフイベントに伴い企業が行う手続について、順次実施する。また、行政が保有している行政機関間の情報連携等により

¹⁴⁷ CDR（Child Death Review）：予防可能な死亡の再発防止を目的に、子供の死因を分析する仕組み。

¹⁴⁸ 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づく。

¹⁶⁰ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）

¹⁶⁶ ①デジタルファースト（原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。）、②ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。）、③コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する。）。

省略可能となる添付書類について法制上の措置を講ずるほか、介護、保育、福祉の現場等を中心に、自治体ごとにバラバラな申請書類・添付書類等について、国と地方の連携により、標準化・ガイドライン化を進める。

(2) 主要分野ごとの改革の取組

① 社会保障

(予防・健康づくりの推進)

(i) 健康寿命延伸プランの推進

(略)

健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進及び地域・保険者間の格差の解消に向け、自然に健康になれる環境づくりや行動変容を促す仕掛けなど新たな手法も活用し、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成等、疾病予防・重症化予防、介護予防・フレイル対策、認知症予防等に取り組む。

(医療・介護制度改革)

(i) 医療・福祉サービス改革プランの推進

医療・福祉サービス改革プランにより、ロボット・AI・ICT等¹⁷⁵、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上、医師については7%以上向上させる。(略)

(ii) 医療提供体制の効率化

(略)

生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、マイナポータルを活用するPHRとの関係も含めて対応を整理し、健診・検診情報を2022年度を目途に標準化された形でデジタル化し蓄積する方策をも含め、2020年夏までに工程化する。

¹⁷⁵ 「未来イノベーションWG」(健康・医療戦略推進本部の下に設置)の取りまとめを踏まえ具体化される取組を含む。